

大阪公立大学学術情報総合センター利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人大阪固定資産貸付規程（以下「固定資産貸付規程」という。）に定める建物のうち、大阪公立大学学術情報総合センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用施設)

第2条 センターの利用に供する施設は、別表1のとおりとする。

2 前項の施設のうち有料施設の利用に関し必要な事項は、第10条から第19条に定める。

(センター利用可能時間)

第3条 センター利用可能時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし理事長は、時宜により変更し、施設によって別の定めをすることがある。

(センターの利用を認めない日)

第4条 センターの利用を認めない日は次のとおりとする。ただし、理事長は、時宜により変更し、施設によって別の定めをすることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(利用者)

第5条 センターを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。ただし、理事長は、施設によって異なる範囲での定めをすることができる。

(1) 大阪公立大学（以下「本学」という。）の教員、職員、学部学域学生及び大学院学生

(2) 本学の客員研究員、非常勤講師、研修生その他前号に規定した者に準ずる者

(3) その他本学の研究、教育に支障のない範囲で理事長が特に認めた者

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、建物、附属設備及び備品の保全に留意し、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第7条 利用者がその責に帰すべき事由により、センターの建物、設備、備品等を損傷若しくは滅失させたとき、又はセンターに損害を与えたときは、その損害を賠償させることがある。

(センターの利用停止)

第8条 理事長は、次の者に対し、1月以内の期間、センターの利用を停止することができる。

- (1) 固定資産貸付規程又はこの要綱に定める事項に違反した者
- (2) その他センターの運営に支障を生じさせた者

(センターの利用禁止)

第9条 理事長は、次の者に対し、センターの利用を禁止することができる。

- (1) 前条に定める利用停止期間内になお固定資産貸付規程又はこの要綱を守らない者
- (2) 第7条に定める賠償に応じない者
- (3) その他センターの運営に重大な支障を生じさせた者

(有料施設)

第10条 センターにおける有料施設は、次のとおりとする。

- (1) 応接室 (10階1室)
- (2) 研究者交流室 (10階1室)
- (3) 特別会議室 (10階1室)
- (4) 大会議室 (10階1室)
- (5) 会議室 (10階3室)
- (6) 文化交流室 (1階1室)

2 前項の規定にかかわらず、セミナールーム (6階1室) にあつては、理事長が必要と認める場合に限り有料で利用できるものとする。

(有料施設の利用)

第11条 前条に定める施設 (以下「有料施設」という。) は、本学が主催し、又は本学教職員が主催し、若しくは参加する国際会議、学会、公開講座、研究会及びそれらに準ずるものに利用できるものとする。

(有料施設の利用時間)

第12条 有料施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の利用時間については、設営時間、設営終了後から会議等を開始するまでの時間及び現状復帰に要する時間を含むものとする。

(有料施設の利用者)

第13条 有料施設を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
 - (2) その他理事長が利用を認めた者
- (有料施設の利用申込)

第14条 有料施設を利用しようとする者は、利用期日の7日前までに、別表2に定めるところにより、理事長の許可を受けなければならない。

2 前項の利用は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(有料施設の利用料)

第15条 有料施設利用の許可を受けた者は、別表3に定める施設利用料を前納しなければならない。ただし、理事長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(利用料の減免)

第16条 施設利用料のうち室使用料相当分及びプロジェクター使用料相当分は、別表4に定める基準により減免することができる。

(利用料の還付)

第17条 既納の施設利用料は還付しない。ただし、理事長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(許可の取消し等)

第18条 利用の許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限することがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) その他理事長が不相当と認めたとき。

(転貸の禁止)

第19条 利用の許可を受けた者は、当該施設を第三者に転貸してはならない。

(施行の細則)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

階 (ゾーン名)	施設名・室名
1階 (文化交流ゾーン)	自由学習コーナー、ツクルマ、展示コーナー

	一、文化交流室
10階（研究交流ゾーン）	会議室、大会議室、特別会議室、研究者交流室、応接室
R階（屋上庭園）	屋上庭園

別表2（第14条関係）

利用対象（項目）	申込期間	
	予約時期	許可申請期限
本学が主催する行事	制約なし	1週間前
学会・研究会等（本学教職員が会員であるもの）	2年前	1週間前
学内の会議・研修等	3か月前	1週間前
その他理事長が特に利用を認めた行事等	3か月前	1週間前

別表第3（第15条関係）

施設	定員	利用区分		
		早朝	標準	全日
	名	円	円	円
10F 応接室 (56m ²)	8	350 270 — 80	530 410 — 120	3,900 2,940 — 960
10F 研究者交流室 (256m ²)	76	2,880 2,520 — 360	4,320 3,780 — 540	31,540 27,220 — 4,320
10F 特別会議室 (50m ²)	10	430 350 —	650 530 —	4,810 3,850 —

		[80]	[120]	[960]
10F 大会議室 (549m ²)	276	12,600 [9,000 2,880 780]	18,900 [13,500 0 4,320 1,170]	137,670 [97,200 0 31,110 0 9,360]
10F 会議室A (34m ²)	12	460 [410 — 50]	700 [620 — 80]	5,110 [4,470 — 640]
10F 会議室B (50m ²)	16	630 [550 — 80]	950 [830 — 120]	5,980 [5,980 — 960]
10F 会議室C (44m ²)	12	480 [410 — 70]	730 [620 — 110]	5,350 [4,470 — 880]
1F 文化交流室 (195m ²)	84	4,240 [2,880 1,080 280]	6,360 [4,320 1,620 420]	46,140 [31,110 0 11,670 0 3,360]

6F セミナールーム (79m ²)	40	1,960 1,360 480 120	2,940 2,040 720 180	21,320 14,690 0 5,190 1,440
-----------------------------------	----	------------------------------	------------------------------	---

注1 利用区分は早朝（8：00—9：00）、標準〔午前1（9：00—10：30）、午前2（10：30—12：00）、午後1（12：00—13：30）、午後2（13：30—15：00）、午後3（15：00—16：30）、午後4（16：30—18：00）、夜間1（18：00—19：30）、夜間2（19：30—21：00）の8区分（複数選択可）〕及び全日（9：00—21：00）とする。ただし、早朝は標準の午前1又は全日を使用する場合に限り予約可能。

注2 [] 内は内訳を表し、上段は室使用料相当分、中段はプロジェクター使用料相当分、下段は光熱水費相当分とする。

注3 6Fセミナールームは、理事長が必要と認める場合に限り有料とする。

別表4（第16条関係）

利用対象	申込者	減免
本学が主催する行事	係長級以上の職員	全額
学部等が主催する行事	係長級以上の職員	全額
学会・研究会等（本学教職員が会員であるもの）	本学教職員	50%
学内の会議・研修等	係長級以上の職員	全額
理事長が特に減免を認めた行事等	代表者	50%